

令和5年度 再委託研究開発契約書に関する新旧対比表

変更後	変更前	変更理由
頭書き	頭書き	
<p>〇〇〇《委託先》（以下「甲」という。）と、《再委託先》（以下「乙」という。）は甲が国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）から令和●年●月●日付けで受託した《事業名》《プログラム名》（以下「本事業」という。）における研究開発の一部の再委託（以下「本再委託研究開発」という。）に関し、次のとおり合意し、再委託研究開発契約（以下「本契約」という。）を締結する。</p>	<p>〇〇〇《委託先》（以下「甲」という。）は、《再委託先》（以下「乙」という。）と甲が国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）から令和●年●月●日付けで受託した《事業名》《プログラム名》（以下「本事業」という。）における研究開発の一部の再委託（以下「本再委託研究開発」という。）に関し、次のとおり合意し、再委託研究開発契約（以下「本契約」という。）を締結する。</p>	<p>表現を適正化。</p>
別記 1	別記 1	
第 1 条	第 1 条	
<p>（定義） 第 1 条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（9）省略 （10）「中止」とは、本再委託研究開発及び再委託研究開発費の使用を終了することをいい、「一時停止」は一時的に止めることをいう。 （11）「事務処理説明書」とは、本再委託研究開発の事務処理のために機構が定める委託研究開発契約事務処理説明書（本契約締結後に改訂されたものを含む。）をいう。 （12）～（32）省略</p>	<p>（定義） 第 1 条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（9）省略 （10）「事務処理説明書」とは、本再委託研究開発の事務処理のために機構が定める委託研究開発契約事務処理説明書（本契約締結後に改訂されたものを含む。）をいう。 （11）～（31）省略</p>	<p>定義を追加</p>

令和5年度 再委託研究開発契約書に関する新旧対比表

変更後	変更前	変更理由
<p>第8条 (知的財産権の帰属) 第8条 甲及び乙は、本契約に基づく本再委託研究開発成果に係る知的財産権について、次の各号のいずれの規定も遵守することを約する。ただし、当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合、機構の求めに応じて、機構に当該知的財産権又はその持分の一部を譲渡することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 甲及び乙は、機構が産業技術力強化法第17条第3項に定める国の要請に基づき、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を機構に許諾する。</p> <p>(3) 甲及び乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、機構が産業技術力強化法第17条第3項に定める国の要請に基づき、当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を機構の指定する第三者に許諾しなければならない。許諾の対価については、機構、甲間で協議の上決定するものとする。ただし、当該知的財産権の権利者が乙単独の場合は、機構と乙間にて協議の上決定するものとする。許諾の対価については、産業技術力強化法（平成12年4月19日法律第44号）16条の2の趣旨を尊重するものとする。</p> <p>(4) 省略</p> <p>ア 甲又は乙が株式会社であって、その子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合。（ただし、その子会社又は親会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社である場合を除く。）</p> <p>イ～エ 省略 2～5 省略</p>	<p>第8条 (知的財産権の帰属) 第8条 甲及び乙は、本契約に基づく本再委託研究開発成果に係る知的財産権について、次の各号のいずれの規定も遵守することを約する。ただし、当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合、機構の求めに応じて、機構に当該知的財産権又はその持分の一部を譲渡することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 甲及び乙は、機構が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を機構に許諾する。</p> <p>(3) 甲及び乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、機構が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を機構の指定する第三者に許諾しなければならない。許諾の対価については、機構、甲間で協議の上決定するものとする。ただし、当該知的財産権の権利者が乙単独の場合は、機構と乙間にて協議の上決定するものとする。許諾の対価については、産業技術力強化法（平成12年4月19日法律第44号）16条の2の趣旨を尊重するものとする。</p> <p>(4) 省略</p> <p>ア 甲又は乙が株式会社であって、その子会社又は親会社に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合</p> <p>イ～エ 省略 2～5 省略</p>	<p>産業技術力強化法17条3項に定める国の要請に基づくことを明記。</p> <p>子会社および親会社と会社法2条との関連を追記。</p>